

花畑広場 5 周年事業企画運営等業務委託 基本仕様書

1. 委託業務名

花畑広場 5 周年事業企画運営等業務委託

2. 目的

本事業は、花畑広場が供用開始から 5 周年を迎えるに当たり、広場の歴史や魅力を知る機会の創出、市民や観光客が立ち寄りたくなる空間の提供、広場の将来について考える契機の創出など、各種取組を実施していくことにより、桜町・花畑周辺地区の魅力向上を図ることを目的とする。

3. 履行場所

委託者が指定する場所

4. 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 19 日（金）まで

5. 実施概要

(1) 開催概要

会場：花畑広場（熊本市中央区花畑町 7 番 7 号）

使用可能エリア：くまもと街なか広場、辛島公園、花畑公園

開催期間：令和 9 年（2027 年）1 月 23 日（土）から 1 月 24 日（日）または、同年 1 月 30 日（土）から 1 月 31 日（日）までとする。

開催時間：午前 9 時から午後 9 時までの範囲内で計画すること。

(2) 会場使用及び時間の設定

本事業の実施について、会場使用可能期間は令和 9 年（2027 年）1 月 21 日（木）から 1 月 25 日（月）または、同年 1 月 28 日（木）から 2 月 1 日（月）までとし、設営及び撤去は午前 9 時から午後 9 時までを基本とすること。なお、当該期間の広場利用については指定管理者と調整済みである。

(3) 企画内容

「桜町・花畑地区まちづくりマネジメント基本構想」及び「桜町・花畑地区まちづくりマネジメント基本計画」、そのほか熊本市の関連計画等を十分に理解した上で、企画を提案すること。

なお、現在想定している企画は以下のとおりである。

- ・ 5 周年記念式典
- ・ トークイベント、音楽ライブ、パフォーマンス等のプログラム

- ・広場の歴史等の展示（市から提供する広場の歴史、熊本地震、整備広場活用の取り組み、イベント、市民参加の成果などの展示）
- ・飲食や滞在空間の提供

(4) イベント等の企画

- ① 花畑広場の特性を活かした来場者が魅力ある広場とすることができるような空間づくり・演出、シンボルプロムナードや季節を活かしたイベントなど、具体的な手法については受注者からの創意工夫ある提案を求める。
- ② トークイベント登壇者は市が指定するものとし、旅費・報償費等については50万円程度を想定している。
- ③ 音楽ライブ等の出演者については、熊本市や花畑広場に所縁があり熊本で活躍している方・団体を中心に構成するものとし、受注者からの創意工夫ある提案を求める。
- ④ ステージ設置に関する費用については本委託に含むものとし、企画や仕様についてはステージイベントの内容と合わせて検討を行うこと。
- ⑤ 11月14日及び11月15日は、くまもと広場ニストイベントの開催を予定していて、企画運営補助費として50万円程度を想定している。
- ⑥ 熊本地震10年関連事業や花畑広場周辺施設で実施予定の催事と連携すること。
- ⑦ 本業務の実施にあたっては、協賛による提案も可とする。ただし、協賛を活用する場合は、その内容、費用負担等を提案書に明記すること。

(5) イベント等の計画調整業務

① 計画調整

(ア スケジュールの調整

(イ 会場のレイアウト及び導線に関する事項

(ウ 関係団体等との連絡・調整

(エ 出展者及び出演者の調整

なお、出展者は委託者と協議のうえ決定する。

② 運営体制の確保

事業の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために必要なスタッフ等の配置・管理、物品等を調達し、適切な運営体制を確保すること。

③ 各種資料の作成

工程表、運営マニュアル、イベント等のタイムスケジュール、進行台本等のイベント等の実施に必要な資料を作成すること

- ④ 必要な安全対策の実施（荒天・災害・感染症等の流行時の対応等を含む）
- ⑤ 会場使用料等の取扱い
 - （ア 花畑広場の会場使用料等については本委託に含まない。
 - （イ 出展事業者からの出展料及びマージン等の徴収については委託者と協議のうえ決定する。
- ⑥ 会場レイアウト図の作成

(6) イベント等の運営

- ① イベント等の実施に必要となる設備、(案内サイン・装飾・備品等)の設営・撤去は、会場の使用に関する規程等を遵守するとともに、必要な確認や手続きは受託者にて行うこと。なお、台風等の自然災害発生時には、設備等を一時的に撤去するなどの安全対策を行うこと。
- ② 会場内及び周辺の看板、案内サイン等の制作、設置
- ③ スタッフの配置
- ④ 会場内外における案内誘導、会場整理、警備スタッフ等
- ⑤ 問合せ対応
- ⑥ 安全管理、緊急対策
 - （ア 交通誘導等の安全確保
 - （イ 夜間警備
 - （ウ 火災・事故発生時の緊急対策
 - （エ 台風・大雨等災害時の対応
- ⑦ ステージイベント等の運営
 - （ア 当日運営、受付対応
 - （イ 演出の企画
 - （ウ 進行MCの手配

(7) 広報

ポスターやチラシの作成や SNS による情報発信により当該イベントの周知広報を行うこと。なお、具体的な手法については受注者からの創意工夫ある提案を求める。

6. 提案上限額

9, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 著作権に係る留意事項

- ① 各企画におけるデザイン等の制作に当たり、第三者（熊本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

- ② 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて使用する場合がある。
- ③ 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8. 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9. 一般事項

- (1) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (3) 成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果品の引き渡しとともに、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾または合意を得た場合についてはこの限りではない。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

10. 事業実施報告

受託者は、業務終了後速やかに、業務完了届及び本業務の実施状況が確認できる業務実施報告書を提出すること。

なお、業務実施報告書に記載する内容及び添付書類（又はデータ）は、次に示す事項に留意して作成すること。

(1) 誘客施策（イベント等）

- ① 実施したイベントの期間・企画内容が分かるよう整理すること

② 有料催事を行った場合の収支報告書

③ イベントごとの記録写真

④ 来場者数

⑤ 来場者の声など

(2) 提出部数提出部数

① 紙媒体 1部

② 電子媒体（U S B, HDD等） 2部

11. その他

業務内容の詳細については、相手方選定後、熊本市と協議して決定する。 _